

学校施設使用上の確認事項

1 申請について

- (1) 学校施設使用申請書の提出は、1ヶ月前から受付を開始し、1週間前までをお願いします。
- (2) 施設利用時間は、平日は午後5時～午後9時、土・日・祝日は午前9時～午後9時とします。
- (3) 学校の教育活動における利用を最優先とさせていただきます。優先順位は以下、投票所運営等行政による利用、PTA活動、社会教育・社会体育登録団体の順です。学校行事等で利用できない期間もあることをご了承ください。

2 受付・退出時

- (1) 申請書に記入されている時間は、入校及び退出時刻です。警備の都合上、時間厳守にご協力ください。
- (2) 利用当日、利用責任者は、東門（番所橋通り側入り口）より入り受付（主事室窓口）にて施設管理員に声をかけ、受付を済ませてください。
- (3) 利用終了時、利用責任者は、利用者全員が退出したことを確認の上、終了した旨を受付の施設管理員に報告してください。

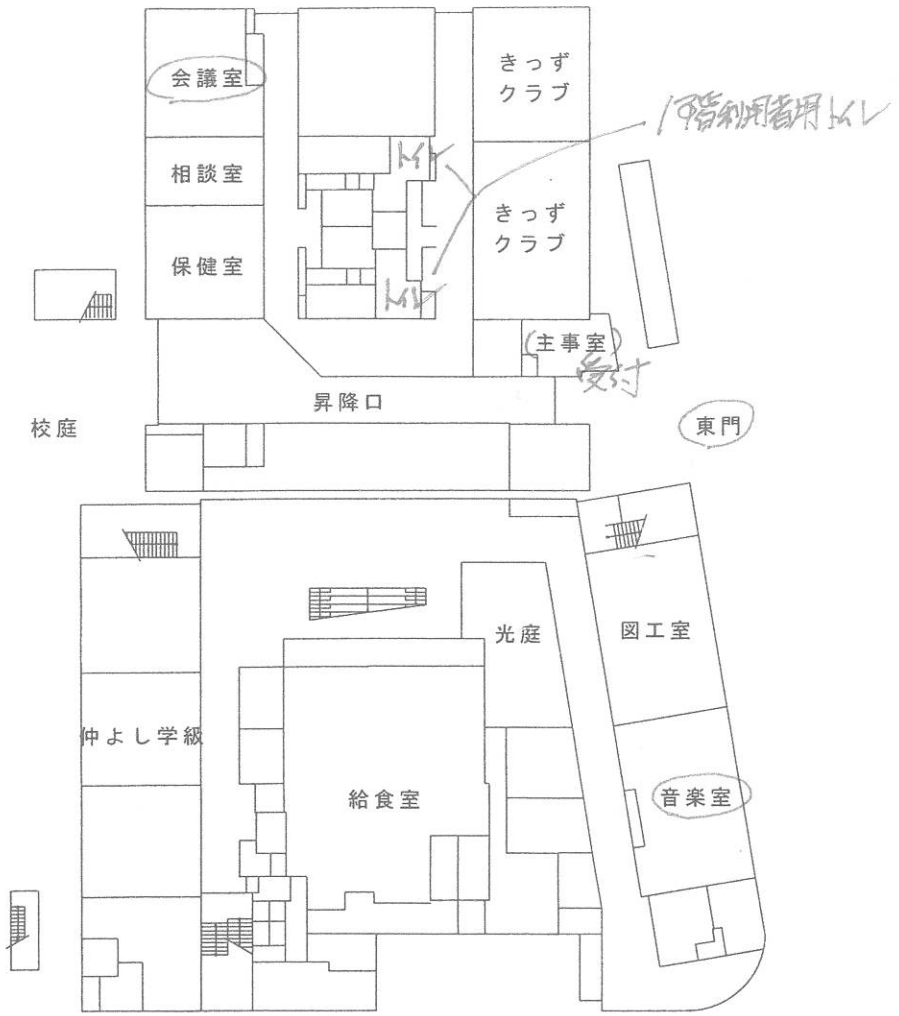
3 施設利用上の留意事項

- (1) 施設開放利用のための開放区域以外は立入禁止とさせていただきます。
- (2) 校庭及び体育館の利用者の入校・退出は、南側の正門をご利用ください。
- (3) 自転車は指定された場所に整理して駐輪してください。
- (4) トイレは、校庭利用団体は校庭側外トイレを、また体育館（屋内運動場・アリーナ）利用団体は2階来客用トイレ、1階利用団体はきつザクラブ（放課後支援教室）前のトイレのみ使用してください。トイレは、団体利用終了時に確認し、汚れている場合には清掃し、清潔な状態を保持してください。
- (5) 体育館利用団体は、体育館入り口下駄箱及び更衣室を利用できますが、更衣室内のシャワーは使用禁止とさせていただきます。
- (6) 自動車での来校は原則、禁止とさせていただきます。施設開放利用団体のための駐車スペースはありません。やむを得ない事情がある場合には、必ず前日までに副校長までご相談ください。児童との接触事故の未然防止等の安全確保にご協力をお願いいたします。
- (7) 学校敷地内は全面禁煙です。
- (8) 水分補給や栄養補給、食事としての飲食はできますが、その他菓子類は禁止とさせていただきます。

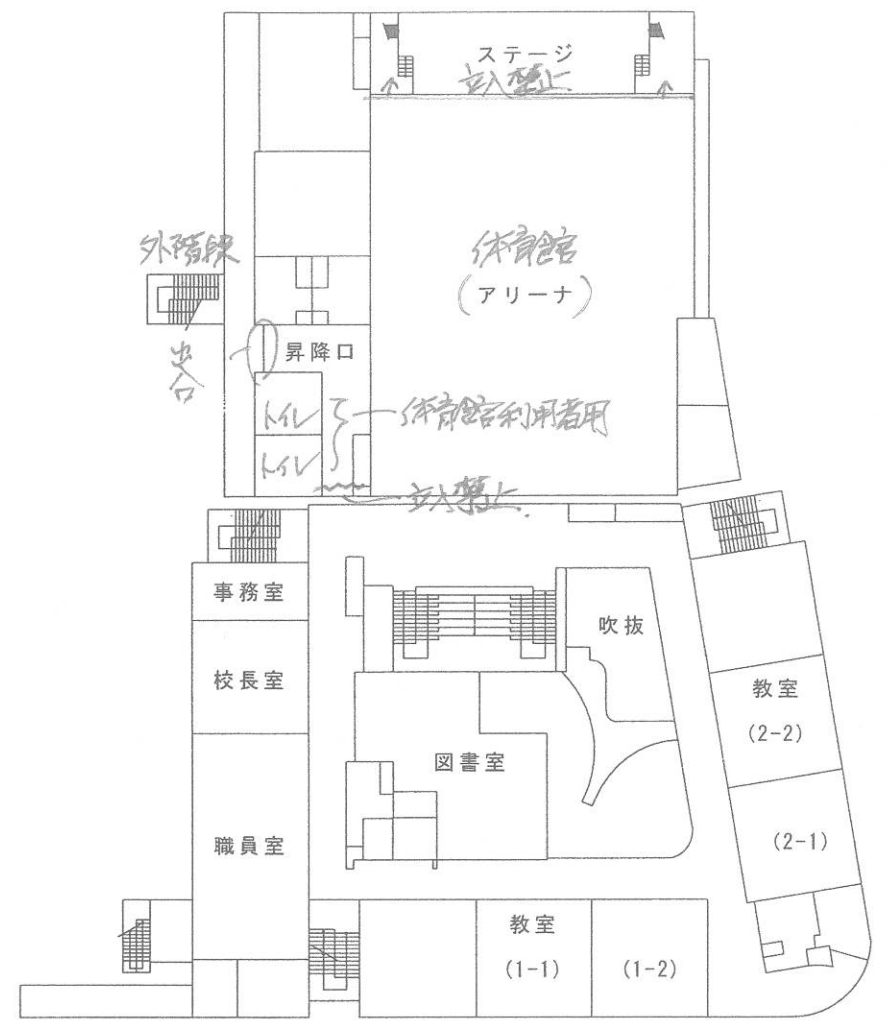
- (9) 未就学児等、小さいお子様を同伴される場合は、目を離さないようにお願いします。また、利用申請した場所以外には、絶対に立ち入らないようにしてください。
- (10) 体育館は、ステージ上及び施設開放利用団体用の倉庫以外の倉庫、ステージ脇（舞台袖）スペースは立入禁止です。ギャラリーに上がる階段は、傾斜がきつく、転落の可能性が高く、非常に危険です。換気のための窓の開閉時のみ、ギャラリーに上がることを認めますが、その場合には、必ず大人が行ってください。
- (11) 体育館の床が汗や水分等で濡れると床材が痛みます。特にペットボトル等の冷たい容器を直に置くと、結露等の水分で床が濡れてしまいます。保冷用のカバーや下にタオルを敷く等の対応とともに、利用終了時は必ず体育館床の専用のモップでから拭きしてください。
- (12) 利用終了時には、利用責任者が忘れ物やゴミが残っていないか最終確認をしてください。
- (13) 施設利用終了後、速やかに学校敷地内から退出、解散するようにお願いします。
- (14) 近隣にお住まいの方々の迷惑にならないように、利用中及び終了後の声や音の大きさにご配慮いただきますようお願いいたします。特に指導者等、大人の声にご留意ください。
- (15) 試合等で初めて本校施設を利用する団体には、以上のことを事前に十分に周知してください。

【問い合わせ】

江東区立第五大島小学校
副校長 岡野 隆
電話 03(3681)5011



1階



2階